

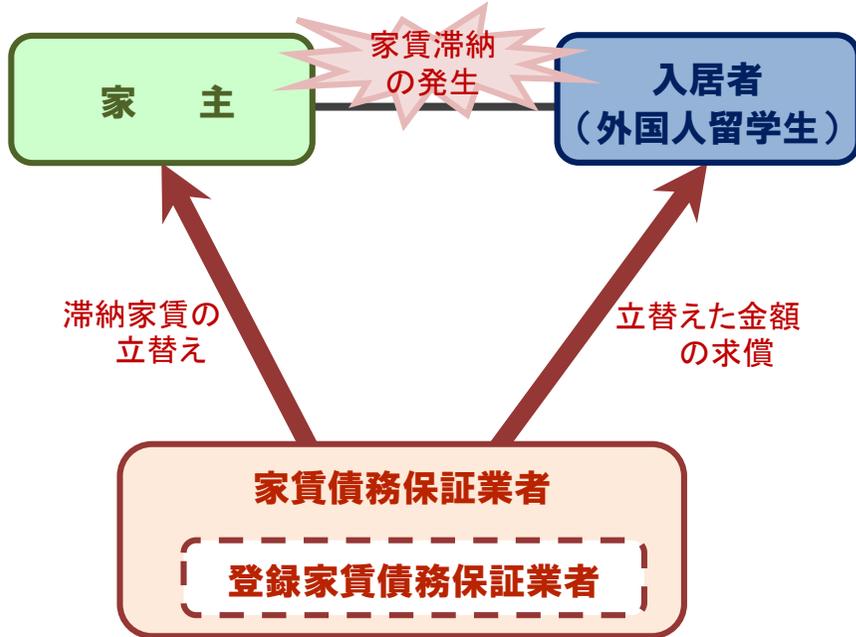
現状

- 外国人留学生が民間賃貸住宅や宿舎などに入居する際には、約半数が保証人を求められており、学校の代表者（24%）、保証制度（19%）、日本人の知人（17%）、親族（16%）、学校の指導教員（5%）等が保証人となっている。 ※独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」より

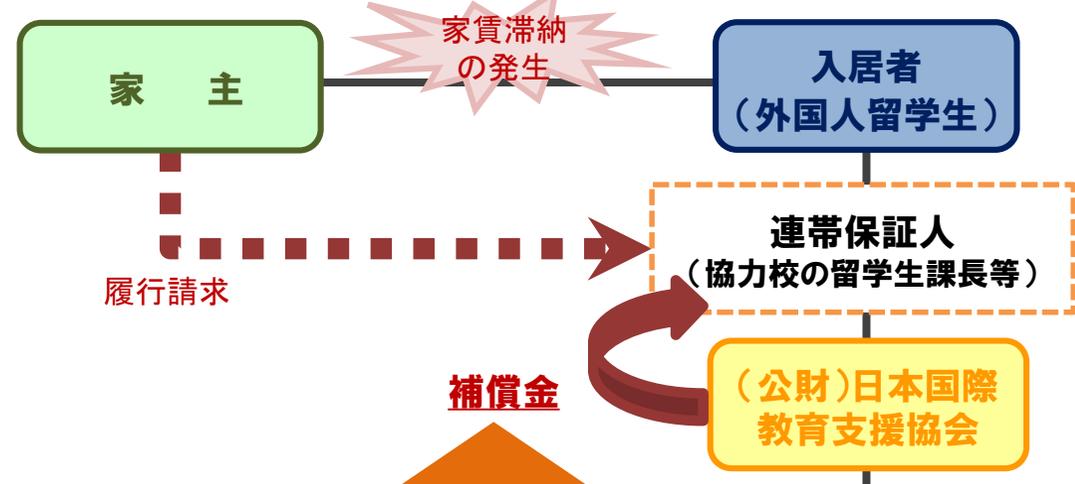
対応

- 外国人留学生の入居を円滑にするため、国土交通省の「家賃債務保証業者登録制度」・（公財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償制度」について相互に周知を図る。

■ 家賃債務保証（登録制度）のイメージ



■ 留学生住宅総合補償のイメージ



留学生住宅総合補償（保証人補償）：

家賃の未払い等により、連帯保証人（留学生の所属する学校、その教職員等）が家主から履行請求を受けて支払った場合に、連帯保証人に対して補償金（30万円限度）が支払われる。

※補償期間中に当該物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限る。